

福島県バス停留所安全性確保合同検討会設置要綱

令和2年12月11日

(目的)

第1条 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業におけるバス停留所の交通安全上の実態把握及び安全性確保対策を講じるため、福島県バス停留所安全性確保合同検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を扱うものとする。

- (1) 運輸支局及びバス事業者が収集、整理したバス停留所の情報（リスト）の共有
- (2) 運輸支局及びバス事業者が関係機関等の協力を得て安全上の優先度の判定を実施したリストのとりまとめ及び公表
- (3) 運輸支局及びバス事業者が関係者の協力を得て検討し決定した安全上の優先度に応じたバス停留所安全対策について、講ずべき安全対策の内容及び方針のとりまとめ並びに公表
- (4) バス停留所の安全対策の検討状況や対策実行の進捗状況について、定期的な検討会の開催、フォローアップの実施及びリストの共有
- (5) 検討会の運営方法その他検討会が必要と認める事項

(検討会の構成員)

第3条 検討会を構成する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門
- (2) 公益社団法人 福島県バス協会
- (3) 福島県警察本部 交通部 交通規制課
- (4) 各道路管理者（国、福島県、市町村）
- (5) 各自治体交通担当（福島県、市町村）
- (6) その他検討会が必要と認める者

(検討会の運営)

第4条 検討会は、運輸支局の職員が主体となって運営する。

- 2 検討会の議決は、出席した構成員の過半数の同意をもって決する。
- 3 検討会の協議内容は原則として非公開とし、安全上の優先度の判定を実施したバス停留所のリスト及びバス停留所ごとに講ずる安全対策の内容等を公表するものとする。
- 4 構成員の招集が困難である等やむを得ない事情がある場合にあっては、電子メールその他の通信手段等により全ての構成員に対し意見・賛否の聴取、協議等を行うことにより、検討会の開催及び議決に代えることができる。

(その他)

第5条 検討会の運営に関して必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、運輸支局の職員が検討会に諮り定める。